

第9回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成21年1月18日 16:00-17:30

場 所：経済産業省本館17階東8第1共用会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、松橋委員、宮城委員、森口委員

1. 国内クレジットの認証

- ・ 国内クレジットの認証申請があった2件について、排出削減量が承認排出削減事業計画に従って事業計画を実施した結果生じているのか等の要件の確認を行ったことを報告。審議の結果、2件の国内クレジット認証申請について、異議なく認証された。

2. 排出削減事業の承認・申請受付

- ・ 第4回（5月29日）、第5回（6月19日）、第6回（7月16日）、第8回（11月2日）並びに今回の委員会で申請を受け付けた排出削減事業のうち54件について、各種承認要件の審査結果を報告。審議の結果、54件の排出削減事業について、異議なく承認された。これにより、排出削減事業の承認件数は、累計で129件となった。
- ・ 第8回委員会（11月2日）以降に排出削減事業計画案の提出があった101件の排出削減事業について、これらの概要を18日付けで公表することを了解した。これにより、排出削減事業計画案の提出件数は、累計で248件となった。

3. 方法論の承認

- ・ 第8回委員会（11月2日）以降、12月21日までに、申請を受け付けた、2件の排出削減方法論（新規）について、パブリックコメント（12月21日～1月12日に募集）に基づく必要な修正を行うとともに、各種承認要件に係る審査を行ったことを、事務局より報告。審議の結果、申請のあった2件の排出削減方法論について、異議なく承認された。

4. 国内クレジット認証委員会規定の整備

- ・事務局から、国内クレジット認証委員会委員が書面で委員会の議決に加わる方法について、および排出削減事業の承認等における確認・報告事項等についての手続きを明確化するため、国内クレジット認証委員会規定の整備等を行うことについて報告し、承認された。

5. その他

- ・事務局から、家庭部門等における小規模な個々の排出削減を促進するための国内クレジット制度の一層の環境整備、国内クレジット制度にかかる平成22年度予算案等について報告。

6. 委員の発言及び質疑

(森口委員)

- ・申請受付番号 104. 太陽光発電設備の導入事業について限界電源移行方式を用いたという説明があったが、あらためて以下について確認したい。全電源方式も適用できると定められているが、こちらから何も指示しなければ、どちらの方式をとることになっているのか。今回限界電源移行方式を適用していない事業が多いが、こちらで何もコメントしなければそれで認めたということになるのか。

(事務局)

- ・資料5「国内クレジット認証委員会規程の整備について」で、購入電力の炭素排出係数が用いられている排出削減事業の承認等における認証委員会での審査について明確化をしているので、今後はこれを踏まえて審議頂くことになる。
- ・今回の承認の事業は前回の認証委員会開催までに、計画案の提出があったものが多かった。前回の委員会で限界電源移行方式が示されたことによって事業計画案を変更したものは申請受付番号 104 の1件ということになる。限界電源移行方式を適用する事業が増えてくるのはこれからと予想される。

(森口委員)

- ・今後新たに排出削減事業計画案が提出される場合、電力需要に関わる事業に関しては、一般的に限界電源移行方式が適用されるという認識でよいのか。

(事務局)

- ・限界電源移行方式を適用するインセンティブが高い事業については、

同方式に基づき申請されることを想定している。事業者の申請に基づいて、本委員会でご審議いただく。

(森口委員)

- ・ バイオマス関連案件で1件、燃料となる木屑が従来、未利用ではなく、電力会社に火力発電における混焼用の燃料として供給されていたものがあったということだが、電力会社でこの木屑を燃料として利用していたところが、新たな未利用のバイオマス燃料が調達されることになったので、結果として従来のこの排出削減事業者からの調達分が余ってくるという理解でよいか。

(事務局)

- ・ 電力会社は従来この事業者から調達していた木屑について今後は使用しない。電力会社で使用する燃料は、県内の林地残材からの調達に切り替わり、量的にも従来この排出削減事業者から調達していたものより圧倒的に多い。

(茅委員長)

- ・ 今回、いくつかヒートポンプ導入事業の承認申請があるが、電力の炭素排出係数の扱いについては全電源方式を使うと宣言して実施することになっているのか。

(事務局)

- ・ 今回、ヒートポンプ導入案件は4件ある。それぞれ従前から全電源方式を用いる形で計画案の提出がなされている。引き続き全電源方式を適用することについて、排出削減事業者及び排出削減事業共同実施者の合意が得られていると聞いている。

(松橋委員)

- ・ 申請受付番号104の案件のように、複数住宅における太陽光発電設備導入による削減分を束ねてクレジットにしていくという考え方は非常に斬新で、今後も進めてほしい。国内クレジット制度の骨子を検討していた検討会の名称で「中小企業等」という「等」を付けていたが、この背景には中小企業だけでなく、今後は民生家庭・業務部門にも浸透させていきたいという期待があった。
- ・ 申請受付番号104においては、削減量が5トンで994万円の純投資ということだが、これはいかなる計算に基づいているのか。電力会社に売電する分は排出削減量の算定においてカウントせず、家庭で使用す

る分のみをカウントするということでよいか。

(事務局)

- ・ 個人住宅 10 戸が事業者になっているが、その中で資源エネルギー庁の新エネ事業に係る補助金も活用している者においては、当該補助金を総投資額から差し引いている。電力会社に売電するものは、自主行動計画参加企業である電力各社側で評価するので、これを除いてそれぞれの家庭の自家消費分のみを今回の排出削減量の算定対象としている。

(森口委員)

- ・ 申請受付番号 104 の案件にも関連するが、本制度としての排出削減量見込みと、家庭部門としていくら減らそうという政府としての考えもある。削減効果を積み上げていくときにダブルカウントにならないようにしてほしい。

(事務局)

- ・ 京都議定書目標達成計画、自主行動計画による削減効果のカウントと国内クレジット制度によるカウントは明確に切り分けている。他方、国内クレジット制度の削減効果や、他の個別施策の削減効果については個別の施策の目標の中で評価していく。国内クレジット制度とその他の支援策でダブルカウントとならないように補助金部分を除く等の工夫をしている。

(大塚委員)

- ・ 申請受付番号 104. 「ECO になる家」の会について、農林分野での排出削減事業の中でも見られるアグリゲーター（とりまとめ事業者）の役割が重要である。国内クレジット制度の排出削減事業は削減量のトン数が少ないものもあるため、とりまとめて大きなものを増やしていきたい。
- ・ また排出削減事業の承認件数に比べて、国内クレジットの認証件数が少ないのはなぜか。
- ・ (事務局) 承認案件数が多いのは、前回までに計画案の提出のあった事業について順に承認申請にシフトしているため。計画案の提出・承認申請・認証申請においては時間差があるが、今後は認証も増えてくるだろう。

(森口委員)

- ・ 排出削減方法論 015 について、パブリックコメントで「排出削減量を過大に算定する、電力の炭素排出係数を適用することは適切ではないと考える。」とあるが、事業承認や国内クレジット認証の段階で、適切な炭素排出係数が適用されているかを十分に見るべきという問題意識だけ申し上げておきたい。

(茅委員長)

- ・ 排出削減方法論 015 について、当該方法論の申請者は全電源方式を適用することで排出削減量を多く算定できるという認識で申請されたのだろう。効果があるものについては実際には限界電源移行方式で代替すべきだというのがわれわれの考え方だ。各方法論を適用する事業の申請者がいかなるものでも全電源方式の適用を想定している場合に、どのように扱うかというのは難しい問題だ。

(事務局)

- ・ 小規模電源の導入等により代替される系統電力の排出係数に係る議論の内容も踏まえて、今後個別に出てきた段階で、ケースバイケースで見て行きたい。

(宮城委員)

- ・ 商工会議所としては、家庭部門等において小規模な個々の排出削減を促進するための国内クレジット制度の一層の環境整備の話は良いことだと思う。われわれもソフト支援という形で中小企業への取り組みを進めている中で、排出削減量のトン数の小さいものが多く、簡易な審査が可能になればと思っていた。小規模の排出削減事業がうまく国内クレジット制度上で活用できるようにぜひ検討を進めてほしい。
- ・ 中小企業の観点からは、排出削減事業共同実施者等で今回の住宅会社以外にリース会社等の思いもかけない事業者が、国内クレジット制度に参加できる仕組みになればと思う。多様で幅広い事業者に参加してもらおうという視点で検討を深めてほしい。

文責：事務局